

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年11月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

9番	河村 修	10番	田中 隆
----	------	-----	------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第41号議案から第46号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 説明を始めさせていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第41号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は営農規模拡大です。

【議案説明】

 譲渡人は高齢や農業経験がないことから土地の耕作が困難になっており、耕作放棄地となっている本申請地の管理に困っていたところ、営農規模拡大を考えていた譲受人が所有権を取得し、営農型太陽光発電施設による耕作を行うことで話がまとまったため本申請となりました。

 本案件と第42号議案の1番は営農型太陽光発電施設に関する申請です。営農型太陽光発電施設については、第42号議案の説明の際にさせていただきます。

 譲受人は申請地で、営農型太陽光発電施設による耕作を計画しております。

 第41号議案の本案件については、譲受人の法人が申請地の所有権を移転するための申請となっております。

 譲受人は岐阜県美濃加茂市の認定農業者です。岐阜県を中心に荒廃農地を解消して営農型太陽光発電施設による耕作を行っている法人です。現在、約11haの農地を耕作しており、主にハランやザクロなどを耕作しております。申請地ではザクロを耕作する予定で、ザクロは岐阜県で既に耕作、収穫、販売を行っております。また、法人の事業内容や構成員等から、農地所有適格法人の要件に該当し、農地の所有権を取得できることを確

認済みです。

耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

番号 2 番。申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

譲渡人は高齢で、耕作が困難になっていたところ、譲受人が本申請地を譲受け、耕作及び管理することで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は以前から、犬山市内で耕作しております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書 3 ページをご覧ください。番号 3 番。申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

譲渡人は高齢で耕作が困難になっていたところ、本申請地を以前から耕作をしている譲受人が本申請地を譲受け、引き続き耕作することで話がまとまったため、本申請となりました。

譲受人は以前から、本申請地を耕作しております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて、番号 4 番。申請事由は営農規模拡大です。

【議案説明】

譲渡人は本申請地を相続によって取得しましたが、農作業の委託や管理が行われていないことから、長期間耕作放棄地になっておりました。そこで営農規模拡大を考えていた譲受人が本申請地を耕作及び管理することで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は農業法人であり、耕作に必要な農業機械を所有しております。

こちらの法人は、昨年度、農地法第3条の申請により楽田地区の農地の所有権を取得しております。

取得した農地のうち一筆は、現在田から畑に転換をするために畑土を入れて整備しており、作付けは来年度に予定していることを聞き取りしております。

議案書の4ページをご覧ください。番号5番。申請事由は権利設定をしている農地を自己所有して耕作するためです。

【議案説明】

譲受人は以前から、本申請地を使用貸借の形で耕作しております。譲渡人は高齢で耕作が困難なため所有権を移転し、今後も譲受人が耕作を続けることで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は以前から、本申請地を耕作しております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて、番号6番。申請事由は営農規模拡大です。

【議案説明】

譲受人は、小牧市に住んでおり、50年程米作をしております。米作の営農規模拡大を考えていたところ、高齢で営農規模の縮小を考えていた譲渡人と話がまとまったため、本申請となりました。

譲受人は以前から、犬山市内で耕作しております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書5ページをご覧ください。第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書6ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は営農型太陽光発電施設用地が必要なためです。

【議案説明】

本案件は、先程説明した、第41号議案の番号1番に関連する営農型太陽光発電のパネルの支柱部分を一時転用するための申請です。

ここで、営農型太陽光発電について補足させていただきます。別で用意させていただいた、「営農型太陽光発電設備について」という資料をご覧ください。

営農型太陽光発電設備とは、一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光パネルを設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。犬山市には現在、今井地区に一箇所あり、令和7年8月に転用期間の更新について審議していただきました。

資料の①の青い枠線で囲まれた部分をご覧ください。

営農型太陽光発電施設の一時転用であれば、通常であれば3年間で申請することができますが、要件を満たす場合は10年間で申請することができます。

借人は岐阜県美濃加茂市の認定農業者です。本申請地は、農地区分が農用地区域内農地ですが、認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行うため、一時転用期間が10年以内となります。そのため、本申請は10年間の一時転用となります。

議案書の説明に戻ります。

借人は、岐阜県美濃加茂市に事務所を有し、農畜産物の生産、加工、販売や太陽光発電所の設計、施工、管理などを行う事業者です。荒廃農地を活用した営農型太陽光発電を行っており、太陽光発電施設の設置場所を探していたところ、日照の条件や土地所有者及び隣地所有者の同意など設置の条件に合ったため、本申請となりました。

地図資料の62ページをご覧ください。雨水は地下浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、ア-(ア)、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で、農用地区域内農地に該当します。許可基準は、右面3番、ア-(イ)-c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの、に該当します。

続いて、番号2番。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は産業機械や専用機の設計や製作組立業を行う法人です。

現在、従業員用の駐車場がなく、親会社のお客様用駐車場を

借りていましたが、搬入・搬出時に車の移動をしなければならず業務に支障が生じております。会社専用の駐車場用地を探していたところ、代表者の所有している土地を駐車場として活用することで話がまとまったため本計画となりました。

地図資料の 6 5 ページをご覧ください。雨水は敷地内を砂利敷にして敷地内処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エ- (ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書 7 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は建築条件付宅地分譲用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は岐阜県可児市で不動産の売買を営む法人です。譲渡人らは高齢や家族状況の変化が理由で耕作管理が出来ず、土地の売却を検討していたところ、犬山市内の都市計画法第 3 4 条第 1 1 号に該当する区域において建築条件付宅地分譲敷地を探している譲受人と話がまとまったため、本申請となりました。

地図資料の 6 8 ページをご覧ください。各分譲区画内に集水枡および合併処理浄化槽を設け、接道する南側道路に排水側溝を新設し、雨水及び汚水の排水を行います。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 0 番、エ- (ア)-a-(b)、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場（支所を含む）及びこれらの類似施設（バスターミナル）から概ね 300m 以内の区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可することができる、に該当します。

議案書の 8 ページをご覧ください。第 4 3 号議案、農地法第

2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の9ページをご覧ください。

番号1番は、11月20日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に樹木や雑木が生い茂っており原野となっております。耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、申請地に機械等での進入ができず、農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の10ページをご覧ください。第44号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の11ページをご覧ください。今月の案件は、2件です。

整理番号1番については羽黒地区、番号2番については、楽田地区となります。

議案書の6ページをご覧ください。第45号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う、農業委員会の意見決定についてです。

整理番号1番。変更の目的は資材置場です。本案件は是正案件です。申出者は、昭和30年に設立した給排水設備工事を行う法人です。平成10年頃、本社事務所に十分なスペースがなく、事業で使う資材の置場が不足しており、資材置場用地が必要でありました。資材置場用地を探していたところ、当該申出地の所有者より土地を貸してもよいとの話があり、資材置場としての利用を始めました。この度、申出者は申出地が農用地区域内の農地で、農地関連法令の手続きがされていない状態であることを知りました。他の土地へ移転することを検討しましたが、距離や面積、所有者の同意が取れないなど、条件を満たす適地がありませんでした。今後も事業を行うためには申出地で

資材置場が必要であり、是正を行うため本申出となりました。

2 ページ目の付図 8 号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は、北側が道路、東側が駐車場となっており、農用地区域の周辺部だと判断しております。西側と南側は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微なものと判断しております。

農用地利用集積等促進計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

5 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地は、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂等の流出を防止します。汚水排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、除外後の農地種別は、農地区分表の表面 2 番、概ね 10 ha 以上の一団の農地の区域内に該当することから第 1 種農地となり、許可基準は右側 10 番、周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当することから、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

7 ページをご覧ください。整理番号 2 番。変更の目的は駐車場です。本案件は是正案件です。申出者は、昭和 48 年に設立した合成樹脂製造加工業を営む法人です。平成 4 年頃に本社工場を新設し、事業が順調に進んでいましたが、次第に従業員用の駐車場が不足しておりました。本社敷地内に十分な駐車スペースはなく、本社付近で駐車場用地を探していたところ、現在の土地所有者の祖母より土地を貸してもよいとの話があり、駐車場としての利用を始めました。借り受け時には既に駐車場として整備されておりましたが、申出地が農用地区域内の農地で、農地関連法令の手続きがされていない状態であることを知りました。他の場所へ移転も含め代替地を検討しましたが、距離や面積、所有者の同意が取れないなど条件を満たす適地があ

りませんでした。申出地は本社工場からも近く、引き続き従業員の駐車場として必要な場所であり、他の土地で代替することは困難であることから、是正を行うため本申出となりました。

8 ページ目の付図 8 号をご覧ください。斜線となっている部分が申出地です。申出地は、北側が道路、西側の一部が雑種地、南側が宅地となっており、農用地の周辺部だと判断しております。東側、西側の一部は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微なものと判断しております。農用地利用集積等促進計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

11 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地は、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂等の流出を防止します。汚水排水はなく、雨水は、自然浸透にて処理します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。また、除外後の農地種別は、農地区分表の裏面 6 番をご覧ください。本案件は、名鉄羽黒駅から 927 m に位置し、羽黒駅を中心とした半径 927 m 以内の宅地率が 40% を超えているため、番号 6 番に該当し、第 2 種農地となります。許可基準は右側 34 番に該当し、表面右側 10 番、周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当することから、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

議案書の 13 ページをご覧ください。第 46 号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

城東地区の地域計画について、新たな担い手の位置付けによる計画の変更が必要となりました。法律により、地域計画の変更の際には、農業委員会を含める関係機関の意見を伺うこととなっており、今回議案として上げさせていただいております。

変更理由については変更理由書をご覧ください。

1 番、地域計画の変更についてです。変更理由は 2 つです。

1つ目は、地域内の農業を担うものの追加です。今回、新たに1名の方を地域計画に編入する計画となっております。

続いて2つ目は、今回新たに地域計画に位置付けする担い手の方が耕作している土地を、地域計画へ位置付けします。

本件の担い手及び耕作地につきましては、令和7年10月の農業委員会において、利用権の設定について皆さんに審議をしていただきました。担い手はブドウを耕作しており、耕作地を適切に管理しております。具体的な地域計画の変更箇所については、変更案の通りです。

1番、地域計画の区域の状況については、新たに地域計画に農地を編入するため、それに伴い面積を一部修正しております。

また、4番の地域内の農業を担うもの一覧には新たに地域計画に位置づける方1名について記載させていただいております。

地域計画の変更に伴う目標地図の変更については、目標地図の案の通りです。今回新たに耕作者として追加される方を記載させていただいております。

今回の変更案について、関係機関から意見聴取を行っております。また、10月27日に城東地区の農業委員推進委員と事務局と新たに位置付けをする担い手の方と面談を行っております。

担い手の方はブドウを耕作しており、申請地においても耕作が十分に可能なことを確認しております。本計画案について協議を行っており、今回の地域計画の変更に伴い、周辺の営農等に支障は生じないものと判断しております。

議案書の説明は以上です。

議長

ただいま事務局から第41号議案から第46号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

宮田委員

2 番の宮田です。

4 1 号議案の番号 1 番と 4 2 号議案の番号 1 番について、4 1 号議案が所有権移転で 4 2 号議案が賃借権になっている違いについて教えていただきたいです。

事務局

営農型太陽光発電施設については、発電事業も営農も同じ事業者が行います。営農型太陽光発電の場合、農地法 3 条と 5 条の申請は同時申請になるので、事業者がまだ所有権を取得していない状況での転用の申請になります。したがって便宜上賃借権と書かざるを得ないですが、実際は事業者が所有権をもって事業を行います。今回の申請は一時転用になるので、賃借権の扱いとなります。10 年後の更新の際には所有権は事業者に移っていますので農地法第 4 条の申請になります。

議長

私からも 2 点お聞きします。

1 点目について、農用地利用計画変更届出書 2 件について、以前より手続きなしで雑種地として利用しており、このタイミングでの申出となりましたが、始末書は申出の際に必要なになりますか。

事務局

はい。今回の申出の際に始末書を添付していただいております。

議長

わかりました。2 点目についてですが、第 4 1 号議案、番号 4 番の案件について、以前同じ申請者が楽田地区で農地法 3 条の申請をされた農地の現状はどのような状況でしょうか。

田中委員

現状は埋め立てていた場所は、業者によって整地されています。北側の農地も稲がなっており、現在は刈って綺麗にしています。

議長 畑の方は、埋め立てなど終わって耕作はしていますか。

田中委員 埋め立ては終わっていますが、耕作は行われていませんでした。次の耕作内容は具体的には決まっていない様子です。

議長 管理はしていて、準備期間中ということによろしいですか。

田中委員 はい。建築関係の土を盛る業者が入って作業していますので大丈夫だと考えています。

議長 他に質問はございますか。

安田委員 5番の安田です。第45号議案番号1番について、申出地は数年前ではなく、だいぶ前から違反状態となっていたと思います。

申出地に置かれた資材等がはみ出て、農業用水が詰まってしまうことも昔あったところですが、先ほどの会長の質問で始末書が添付されているとお話があったが、始末書を添付するだけで問題ないのか。始末書添付だけで是正できるならば、無断で転用して後々手続きすれば、どこでもできてしまうのではないか。

事務局 農振除外の是正案件については、平成30年ごろまでは、農地への現状復旧を求めておりました。しかし、実際に農地へ復旧するのは難しく、違反状態が解消されない場合がほとんどでした。現在では、農振除外、及び農地転用の見込みがある案件については、始末書を添付していただき、申請等をしていただいております。逆に、農用地の中心であったり、除外、許可の見込みのない利用方法がとられていた場合は、除外、転用が不可能であり、農地への復旧を求めることとなります。

そのため、違反案件は始末書が出てきたとしても、除外、許可見込みがない場合は手続きが行えず、農地へ復旧してもらう

必要がございます。

1 番の案件については、東側が駐車場となっており、農用地の周辺部と判断しております。その他要件も満たしていることから、除外の見込みありと判断しております。

また、農地転用についても、第 1 種農地になりますが、業務上必要な土地であり、許可の見込みがあることを確認しております。始末書も添付されていることから、違反案件ではありませんが、除外、転用の見込みがあるため今回審議していただいております。

議長 今回の案件は長年違反状態ということですが、課税を行っている税務課と協力して、同じように違反状態の土地を把握し、解消に向けて取り組むことはできないか。

事務局 税務課と協議させていただきますが、市内にある農地の数が膨大であり、また、除外、許可など手続きを行っていても、登記地目を変更していない案件もあるかと思っておりますので、なかなか難しいかと思っております。

議長 わかりました。
他にご質問は、ありませんか。

議長 他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15 分ぐらいということで、15 時 15 分まで地区審議をお願いします。

15 時 00 分 地区審議

15 時 15 分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第 41 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決

定について意見の決定を求めます。

1 番から 3 番について、城東地区お願いします。

安田委員

5 番の安田です。

1 番から 3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

4 番から 5 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員

6 番の斉木です。

4 番から 5 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

6 番について、楽田地区お願いします。

田中委員

10 番の田中です。

6 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第41号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは本議案について可と決定しました。

続いて第42号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。

1 番から 3 番について、城東地区お願いします。

安田委員

5 番の安田です。

1 番から 3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第42号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第43号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第43号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第44号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。
2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第44号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
続いて第45号議案、農業振興地域整備計画変更（令和8年1月案件）に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。
1番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。
2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第45号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第46号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

変更案について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

変更案について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第46号議案、別紙地域計画の変更について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の14ページをご覧ください。第20号議案、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の15ページをご覧ください。今月の報告は1件です。

議案書の16ページをご覧ください。第21号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の17ページをご覧ください。今月の報告は5件です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話しください。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。これを

もって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。